

## 生命保険契約における復活と自殺免責

弁護士 村上裕行

### 1 初めに

失効と復活の制度は、日本においては、法律上の制度ではなく、約款上に定められた制度である。復活の際に、告知義務を改めて課して良いか、自殺免責期間が新たに進行することを認めてよいかについて、論じられてきたところであるが、今回は、復活時の自殺免責の起算点について再度整理を試みる。

### 2 自殺免責期間を新たに進行させる必要性

自殺免責は法文上、期間制限が設けられていない。自殺免責規定の趣旨としては、保険契約の当事者が、保険給付義務が生じる保険事故を発生させることは保険契約上の信義に反すること等と説明される。

一方で、約款上通例となっている自殺免責期間を一定期間に制限する規定の趣旨については、契約締結の目的が自殺による保険金取得であったとしても、その動機を一定の期間を超えて持続することは困難であり、一定期間後の自殺は当初の動機との関係が希薄であることが通常であり、一律に一定期間の自殺を動機・目的を問わず免責とすることで、自殺による保険金取得目的で保険契約を締結するという保険契約を不当な目的に利用されることを防ぐものとされる。

多くの論者が指摘するように、日本の契約約款に見られる比較的長期の復活請求期間では、失効後、保険金取得を目的とした復活請求を行う意思が生じるおそれは否定し難いといえる。自殺をすること自体ハードルが高い行為であり、自殺意思を有する者の保険加入者に占める割合はそう大きいものではないと考えられるが、失効後に復活を請求する者の中にこの意図を有する者は新規契約の場合よりも高いのではないかとも思える。

また、自殺して保険金を取得することを考えている者は、生命保険を失効させないようにすることは意識しているであろうから、少なくとも、復活請求時

に自殺意思を有している者の多くは、失効後に自殺意思を生じたと考えて良いものとする。

したがって、復活時に自殺免責期間を新たに起算する合理性はあると考えられる。

### 3 失効と復活の法的性質論

失効と復活の法的性質論は古くから議論されているところであり、従来からの通説は、復活について、復活の契約当事者の合意により、失効した保険契約の消滅の効力を失わせて契約失効前の状態を回復させる特殊契約であるとする（特殊契約説）。このような復活の捉え方を前提に、自殺免責期間を新たに進行させることは許されないとする考え方もあるが、原契約の契約約款に、復活がなされた際の自殺免責の起算点が復活時であることが明記されているのであれば、原契約に復帰させることと、自殺免責の起算点を新たに進行させることには矛盾はないのではないかと考える。

### 4 個別具体的事実を理由とした信義則違反等の主張について

失効後ごく短期間のうちに失効した場合には、逆選択の危険性が低いことは指摘されており、自殺の場合にもごく短期間の復活であることをもって自殺による保険金取得目的の復活でないことは推認しうる。裁判例においては、自殺免責規定の適用が信義則違反等であることの根拠として主張されているものもある。

失効前自殺免責規定は、定められた期間内、自殺に至った動機・目的等考慮せず、自殺であることのみを以て、免責を認めるものである。自殺の動機・目的が保険金取得の目的でないことを以て、免責を認めないものではない。そうすると、信義則違反の評価根拠事実の一つとして考慮することはともかく、ごく短期間の復活であることのみを以て免責の主張を信義則違反等とすることは認めべきでないとする。

なお、解釈論とは別に、短期間での復活請求については、自殺免責期間を新たに進行させない旨の約款規定を設けることは許されるものとする。

以上